

日本企業部：中国移転価格税制 への対策ナビゲーション

国家税務総局「ユニラテラル事前確認制度 (APA) の簡易手続適用
に係る事項に関する公告」の公布

PwC 中国日本企業部ニュースレター
2021 年 9 月

摘要

中国国家税務総局 (以下、「税務総局」) は 2021 年 7 月 26 日、「ユニラテラル事前確認制度 (Advance Pricing Agreement、略称: APA) の簡易手続適用に係る事項に関する公告」(国家税務総局公告 2021 年第 24 号、以下「24 号公告」)¹ を公布しました。税務総局は 2021 年 3 月 19 日に「意見募集稿」を公開し、ユニラテラル APA の簡易手続に関する意見を募集しました。² その上で、各方面の意見を総合的に考慮し、今回の「24 号公告」を公布しました。「24 号公告」は 2021 年 9 月 1 日より正式に施行されています。

背景

「24 号公告」の公布は、税務総局による「春風行動」(納税者への税務知識周知向上キャンペーン) の重要な取り組みの一つに数えられます。今回の「24 号公告」に先立って公布された 2021 年 2 月の公告³ において、税務総局は「今年中にユニラテラル APA に係る簡易手続の立法作業を完了させ、“納税者のクロスボーダー投資経営に提供する税務上の確実性に係る効率を高める”と明確に指摘しています。2021 年 3 月の「意見募集稿」と比較して、「24 号公告」においてはユニラテラル APA に係る簡易手続申請の条件をより緩和しています。具体的には以下のとおりです。

- 企業が簡易手続の適用を申請する最低 3 ヶ月前までに移転価格同時文書 (ローカルファイル、マスターファイル) を提出する必要がある旨の条件を撤廃
- 年度関連業務取引報告表に記入ミスがあった場合には受理しない旨の条件を撤廃
- 過年度と比べて適用期間における関連者間取引、経営環境、及び機能・リスクに実質的な変化が生じている場合には受理しない旨の条件を撤廃

「24 号公告」の公布により、より多くの企業がユニラテラル APA に係る簡易手続の申請を容易に実施できることとなります。このことは、近年、税務総局が税務機関の徴税サービスレベルの向上への尽力、税収管理とサービスの均衡化の促進、そして納税者の関連する便益の享受を保障するという方針をはっきりと示すと同時に、税務機関は、限られたリソースの中で、税務機関に対してより協力的で、十分にコンプライアンスを遵守している企業に対して優先的に徴税サービスを提供する意向があることも示しています。



普华永道

詳細

APA は納税者がクロスボーダー経営における移転価格の課税関係に係る安定性の確保に必要な主要手段です。中国ではこれまでの 20 年近い実務において、多国籍企業の移転価格におけるコンプライアンスに係るコストを効果的に削減し、クロスボーダー投資経営を促進させました。「2019 中国 APA アニュアルレポート」によると、2005 年～2019 年の間、中国は計 101 件のユニラテラル APA、76 件のバイラテラル APA を締結し、全体に占める割合はそれぞれ 57%、43%でした。

2019 年、締結したユニラテラル APA の件数の増加は顕著であり、合計 12 件(うち 1 件は更新案件)と、2017 年(3 件)、2018 年(2 件)と比較すると明らかに増加し、2005 年に APA の統計を開始して以降、過去最高を記録しました。これは、中国税務機関のユニラテラル APA に対する姿勢がより柔軟になっていることの表れであり、ますます多くの企業がユニラテラル APA を通じて税務上の確実性を実現しようとするトレンドがあると言えます。

ユニラテラル APA の簡易手続申請にあたっての条件

「24 号公告」第 3 条の規定によると、主管税務機関が申請を受理した旨を記載した「税務事項通知書」を企業に発行した日付が属する事業年度から直近 3 事業年度における関連者間取引の金額が各年度 4,000 万元以上であり、かつ以下の 3 つの条件のいずれかを満たす企業は、簡易手続の適用を申請することができます。

1. 主管税務機関に対し、規定を満たした過去 3 事業年度の移転価格同時文書をすでに提出していること。PwC 中国では、これは企業が簡易手続申請に必要な最も基本的な条件であると考えています。そのため、当該条件を充足する申請者は必ず以下の条件を満たす必要があります。まず、企業の関連者間取引の金額が、移転価格同時文書ローカルファイルの作成基準に達していること。そして、企業の経営期間が最低 3 年以上であり、新設企業のユニラテラル APA に係る簡易手続申請の適用を除外しています。
2. 申請提出日が属する事業年度から直近 10 事業年度内に APA 執行の実績があり、かつ執行の結果が APA の締結内容を充足していること。
3. 申請提出日が属する事業年度から直近 10 事業年度内に税務機関から特別納税調査・調整を受けたことがあり、かつその事案が終了していること。

PwC 中国では、実務において 2～3 つの条件を満たす企業がより容易に簡易手続を進めることができ、主管税務機関とユニラテラル APA を合意できると考えています。

「24 号公告」ではさらに、以下の場面において、主管税務機関は企業が提出した申請を受理しないと明確にしています。

1. 税務機関が、企業に対して特別納税調整・調査またはその他の税務に関する調査を実施し、かつそれが未だに結了していない場合
2. 関連規定に従った年次関連業務取引報告書への記入をしておらず、かつ適時に修正していない場合
3. 関連規定に従った移転価格同時文書を作成、保存及び提供していない場合
4. 本公告要求に従った関連資料を提供していない、もしくは提供した資料が税務機関の要求を満たさず、かつ適時に修正または訂正していない場合
5. 税務機関による機能及びリスクに関する実地インタビューを拒否し協力しない場合

従前の「意見募集稿」と比べ、「24 号公告」では主管税務機関が簡易手続を受理しない場面は幾分減少している一方、「24 号公告」では税務機関による機能及びリスクに関する実地インタビューに協力しない企業に対して、主管税務機関は提出された申請を受理しないと明確にしています。これは、税務総局が APA において企業からの協力を得て、迅速に APA の業務を進められるよう要望していることを反映しています。

その他ユニラテラル APA の要求

- **簡易手続は全 3 段階:** 申請の評価、協議・締結、そして執行・監督です。
- **税務機関の評価分析時間:** 税務機関は **90 日以内**に分析評価及び機能リスクインタビューを行い、企業に「税務事項通知書」を送付します。
- **協議締結段階における具体的時間の要求:** 税務機関は企業からの申請を受理した旨を記載した「税務事項通知書」の送付から **6ヶ月以内**に企業との協議を完了させます(即ち、ユニラテラル APA における本文内容に合意)。合意に至らなかった場合、簡易手続は終了となります。

- **簡易手続が適用されるユニラテラル APA の適用範囲:** 同時に 2 カ所以上の省、自治区、直轄市及び計画単列市の税務機関に及ぶユニラテラル APA については、簡易手続は暫定的に適用されません。
- **簡易手続が適用されるユニラテラル APA の適用年度:** 主管税務機関が企業にその申請を受理した「税務事項通知書」の送達日が属する納税年度から 3~5 年間です。

PwC 中国の考察

簡易手続は、主に「手続の簡便化」及び「迅速な処理」の 2 つがポイント

- **「手続の簡便化」の観点から見て、**
通常の APA の締結と執行手続は 64 号公告に基づき、(1) 予備会談、(2) 締結意向書の提出、(3) 分析・評価、(4) 正式申請、(5) 協議・締結、(6) 執行・監督、という 6 つのステップをからなります。一方で、ユニラテラル APA 簡易手続は、(1) 申請・評価、(2) 交渉・締結、(3) 執行・監督の計 3 ステップからなります。通常の APA 手続と比較して、簡易手続ではまず予備会談のステップが不要となります。かつ、締結意向書の提出、分析・評価、正式申請という 3 つのステップが、申請・評価という 1 つのステップに集約され、ユニラテラル APA 申請の効率が高められています。
- **「迅速な処理」の観点から見て、**
「24 号公告」では、企業からユニラテラル APA 簡易手続の申請を受けた税務機関は 90 日以内に分析・評価と機能・リスクに係るインタビューを実施した上で、申請を受理するか否かを通知する「税務事項通知書」を企業に発行しなければならないと規定しています。申請を受理した場合には、企業のユニラテラル APA の正式申請を受け入れたこととなります。申請を受理しない場合には、不受理の理由を企業に通知します。また、「24 号公告」によると、税務機関は、企業の申請を受理してから 6 か月以内に、企業(申請者)の関連者間取引が独立企業原則に準拠しているかを分析・評価し、かつ企業と協議して合意を達成するものとされています。6 か月以内に双方が合意に至らなかった場合、簡易手続はその時点で終了します。このように、税務機関は、ユニラテラル APA 簡易手続を短時間で処理することが求められますので、簡易手続の申請要件を満たす企業にとっては大きなメリットとなることでしょう。

ユニラテラル APA の申請において、企業が過去に特別納税調査を受けたことがある、又は APA を締結したことがある場合、税務機関は実務を通じて豊富な経験を蓄積していますので、より迅速かつ良好な税務サービスが企業に提供されることになると考えられます。例えば、税務総局が公布した「2019 中国 APA アニュアルレポート」の統計データによると、2005 年から 2019 年までに中国が締結したユニラテラル APA の件数は合計 101 件のにのぼり、そのうち 1 年以内に締結された案件の割合は約 52%、1~2 年での締結は 37%、締結までに 2 年以上かかった案件は 11%にとどまっています。

現在、ユニラテラル APA をバイラテラル APA に切り替えるプロセスは明確になっていません。ユニラテラル APA に係る簡易手続の規定は 64 号公告を基礎とした現行 APA のフレームワーク内にあり、既存の関連法規も変更されておらず、企業により多くの可能性を提供しただけにすぎません。

「24 号公告」の現実的意義

PwC 中国では以下の点にあると考えています。

1. 税務総局からの観点

- ユニラテラル APA の簡易手続、専門の部門規則を制定することで、税務総局が経済の不確定時期において、ユニラテラル APA の推進を図り、企業によりよい徴税サービスを提供しようという決意を表しています。
- 中国においてユニラテラル APA 制度が実施されてから 20 年以上が経過し、企業における徴税の確実性実現サポート、二重課税回避、国外投資及び秩序立った貿易発展、調和が取れ安定した徴税・納税関係の構築等に大きく貢献してきました。

2. 主管税務機関からの観点

- 移転価格税制の複雑さ、税務機関内部のリソース不足などが要因となり、客観的にみて APA 締結・合意件数は、企業の期待値をはるかに下回る状況であると言っても過言ではありません。このため、ユニラテラル APA 簡易手続が正式に導入されることにより、主管税務機関は企業からのユニラテラル APA 申請の処理件数を増やすことが可能となり、企業にとっては、ビジネス・経済環境に不確実性を伴う時期にありながらも二重課税を適切に回避し、移転価格の取り決めに企業所得税面での確実性をもたらし、企業の安定した事業運営の一助となることでしょう。

3. 企業からの観点

- 企業は税務機関との間でユニラテラル APA を締結することにより、**年度末の移転価格調整**をより円滑に進めることができるようになります。
 - 国家外貨管理局が最近発表した「サービス取引の外貨管理政策に関する Q&A」⁴によると、銀行が企業の「**多国籍企業の移転価格調整に係る外貨受払取引**」を取り扱う際には、審査書類に「**税務機関または税関当局が発行する関連文書、利益調整契約書、発票**」等を含めなければならないとしています。
 - 現行の中国移転価格税制によると、税務機関が関連者間取引の移転価格調整に関する「**書面文書**」を発行するケースは非常に限られており、そのような文書としては主に、APA 文書（ユニラテラル APA の締結文書、バイラテラル APA の合意文書）や、税務機関から移転価格調査調整について企業に発行された「**特別納税調査・調整通知書**」などが挙げられます。
- つまり、企業は、簡易手続を通じて**主管税務機関との間で迅速にユニラテラル APA を締結**することができれば、APA 文書を提示して銀行での「**移転価格による利益補償**」の審査に資することが可能となります。

PwC は以下に該当する企業が今回の「24 号公告」によってメリットを享受すると考えています。

- 過去に、移転価格調査を受け課税を受けた企業、または自主調整を行ったことがある企業
- 税務機関の**多国籍企業の利益率モニタリング管理**の対象として選定され、税務機関からの依頼に基づいて、情報提供を行っている企業
- 過去に**二国間 APA を締結し、その後の更新申請を行って**おらず、利益率の変動が大きい企業
- **二国間 APA を申請中**であるものの、あまり進捗がなく、過去年度において中国における移転価格リスクが大きい企業
- 関連者間取引の種類が**単一、かつ機能・リスクが限定**されている企業で、**国外関連取引の規模が大きく、中国の移転価格リスクが大きい企業**
- **国外関連者への無形資産使用許諾取引（ロイヤルティ取引）の規模が大きく、会社全体の利益率に大きな影響を与える企業**（企業は関連する関連者間取引について取引別でユニラテラル APA の申請を行うことができる）
- **海外経営フレームワークを持つ、関連者間取引が存在し、上場見込みの可能性**がある企業で、**海外関係会社との移転価格に関するコンプライアンス義務遵守度が高い企業**

（注）日本語訳文のご利用にあたって

日本語訳文は中国語版を基にした翻訳であり、参考資料としてご提供するものです。翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

注釈

¹ 「24 号公告」全文は中国国家税務総局のホームページを参照：

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5167283/content.html>

² PwC 過去資料「【TP ナレッジ】国内事前確認制度の簡易手続適用（意見募集稿）」に関する Q&A を参照：

https://mp.weixin.qq.com/s/NsaZBJWtQwUMBZn3ODqL_w

³ 国家税務総局 2021 年「納税者の利便性に貢献するための便民办税春风行動」に関する意見（税総発[2021]14 号）：

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5161749/content.html>

⁴ 国家外匯管理局 2021 年 1 月 19 日公布「サービス貿易外国為替管理政策問答（二）」、詳しくは「**国家外匯管理局公布 移転価格調整為替收支業務に関する管理政策問答**」を、具体的内容は PwC の過去資料「【TP ナレッジ】**国家外匯管理局公布 移転価格調整為替收支業務に関する管理政策問答**」を参照：

<https://mp.weixin.qq.com/s/YDciEmi4DGaGHDYN-VcQWA>

www.pwccn.com

国家税务总局发布《关于单边预约定价安排适用简易程序有关事项的公告》

新知
中国专业服务
二零二一年九月

摘要

中国国家税务总局（以下简称：税务总局）于 2021 年 7 月 26 日发布了《关于单边预约定价安排适用简易程序有关事项的公告》（国家税务总局公告 2021 年第 24 号，以下简称《24 号公告》）¹。此前税务总局于 2021 年 3 月 19 日向社会公开征求单边预约定价安排简易程序的意见²，并在综合各方意见的基础上修改完成此次《24 号公告》。《24 号公告》已于 2021 年 9 月 1 日正式生效。

背景

此次《24 号公告》的发布是今年国家税务总局“春风行动”的一项重要举措。早在 2021 年 2 月份的公告³中，税务总局明确指出：需要在今年完成单边预约定价安排简易程序的立法工作，以“提高为纳税人跨境投资经营提供税收确定性的效率”。

与此前的《征求意见稿》相比，此次《24 号公告》进一步放宽了申请单边预约定价安排简易程序的条件，包括：

- 取消了企业需提前至少 3 个月提交转让定价同期资料的规定；
- 取消了填报年度关联业务往来报告表有差错不予受理的规定；
- 取消了适用期间与以前年度相比关联交易、经营环境和功能风险发生实质性变化不予受理的规定。

《24 号公告》的发布意味着更多企业能够参与到单边预约定价安排简易程序的项目中来，彰显税务总局近年来致力于提高税务机关纳税服务水平，促进税收管理与服务的均衡发展，保障纳税人实现相关权益的决心，同时也反映出税务机关在其有限的资源范围内，希望能更多地为配合度高、遵从度好的企业优先提供纳税服务的意愿。

详细内容

预约定价安排作为纳税人跨境经营获得转让定价税收确定性的主要工具，在我国近 20 年的实践中，有效降低了跨国企业转让定价遵从成本，促进了跨境投资经营。根据《中国预约定价安排年度报告（2019）》，2005 至 2019 年期间，中国与其他国家及地区共签署了 101 例单边预约定价安排、76 例双边预约定价安排，分别占总数的 57%和 43%。

2019 年，签署的单边预约定价安排数量增长显著，共计签署 12 例（续签 1 例），较 2017 年（3 例）和 2018 年（2 例）相比增幅明显，创下自 2005 年中国开始预约定价安排统计年度起的记录。这反映出中国税务机关对于单边预约定价安排的态度更为灵活，也反映了越来越多的企业选择通过单边预约定价安排实现税收确定性的趋势。



普华永道

申请单边预约定价安排简易程序的条件

根据《24号公告》第三条的规定，主管税务机关向其送达受理申请的《税务事项通知书》之日所属纳税年度前3个年度，每年度发生的关联交易金额4,000万元人民币以上，并符合下列三类条件之一的企业，可以申请适用简易程序：

1. 企业已向主管税务机关提供符合规定的近3个纳税年度同期资料。普华永道认为，这属于企业申请简易程序的最基本条件。对此，适格的申请主体必须符合两项条件——首先，企业的关联交易金额必须达到准备同期资料本地文档的标准；其次，企业开展实际经营至少在三年以上，排除了新设企业申请单边预约定价安排简易程序的可能性。
2. 企业在提交申请之日所属纳税年度前10个年度内曾执行预约定价安排，且执行结果符合安排要求。
3. 企业在提交申请之日所属纳税年度前10个年度内曾受到税务机关特别纳税调查调整且结案的，也可以申请单边预约定价安排简易程序。

普华永道认为，实践中符合条件二或条件三条件的企业将更容易通过简易程序，与主管税务机关达成单边预约定价安排。

《24号公告》还明确，有下列情形之一的，主管税务机关不予受理企业提交的申请：

1. 税务机关已经对企业实施特别纳税调整立案调查或者其他涉税案件调查，且尚未结案；
2. 未按照有关规定填报年度关联业务往来报告表，且不按时更正；
3. 未按照有关规定准备、保存和提供同期资料；
4. 未按照本公告要求提供相关资料或者提供的资料不符合税务机关要求，且不按时补正或者更正；
5. 拒不配合税务机关进行功能和风险实地访谈。

与此前《征求意见稿》相比，《24号公告》主管税务机关不予受理的简易程序的情形有所减少，与此同时，公告明确拒不配合税务机关进行功能和风险实地访谈的企业，主管税务机关不予受理其提交的申请。这反映出税务总局希望在预约定价安排中能更好地得到企业配合，以便按时快速的推进预约定价安排工作。

其他单边预约定价安排简易程序要求

- **简易程序3个阶段：**申请评估、协商签署和监控执行。
- **税务机关的分析评估时间：**税务机关应当在90日内开展分析评估和功能风险访谈，并向企业送达《税务事项通知书》。
- **协商签署阶段具体时间要求：**税务机关应当于向企业送达受理申请的《税务事项通知书》后6个月内与企业协商完毕（即就单边预约定价安排的文本内容达成一致）；无法达成一致的，则终止简易程序。
- **适用简易程序的单边预约定价安排适用范围：**同时涉及两个或者两个以上省、自治区、直辖市和计划单列市税务机关的单边预约定价安排，暂不适用简易程序。
- **适用简易程序的单边预约定价安排适用年度：**主管税务机关向企业送达受理其申请的《税务事项通知书》之日所属纳税年度起3至5个年度。

普华永道观察

简易程序主要体现在“简化程序”和“快速处理”两方面

- **从程序来看，**根据64号公告，预约定价安排的谈签与执行经过预备会谈、谈签意向、分析评估、正式申请、协商签署和监控执行6个阶段。而单边预约定价安排的简易程序共分为申请评估、协商签署和监控执行3个阶段；与一般程序相比，免去了预备会谈的环节。同时，将谈签意向、分析评估和正式申请3个阶段压缩为申请评估1个阶段，较大地提高了单边预约定价安排的申请效率。
- **从处理时间来看，**《24号公告》要求：企业向税务机关提出单边预约定价安排简易程序申请的，税务机关应当在90日内开展分析评估和功能风险访谈，并向企业送达《税务事项通知书》，告知其是否受理。如受理企业的申请，即为接受了企业的正式申请；如不受理，则告知企业不予受理的理由。其次，《24号公告》进一步明确：税务机关受理企业申请后，应当在6个月内分析评估企业的关联交易是否符合独立交易原则，并与企业协商达成一致。若在6个月内税企双方无法达成一致的，则终止简易程序。这对税务机关在短时间内处理单边预约定价安排简易程序提出了很高要求；而对符合简易程序申请要求的企业则是很大鼓舞。

如前所述，对于单边预约定价安排申请，就先期经历了特别纳税调查或签订预约定价安排的企业而言，税务机关通过实践累计大量经验，能够为企业提供更快速更好的纳税服务。比如，根据之前税务总局公布的《2019 中国预约定价安排年度报告》的统计数据，2005 至 2019 年我国一共签订了 101 份单边预约定价安排，其中约 52% 的单边预约定价安排能够在一年以内签订，1 至 2 年完成的比例为 37%，2 年以上完成的比例仅为 11%。

目前，单边预约定价安排转换为双边预约定价安排的程序还不明确。单边预约定价安排简易程序的规定都处于以 64 号公告为基础的现行预约定价安排框架之内，并未改变现有的法规条文，只是为企业提供了更多的可能性。

《24 公告》的现实意义

普华永道认为有以下几个方面，

1. 从税务总局角度

- 单边预约定价安排简易程序、制定专门的部门规章，表明了税务总局在经济不确定时期，力图通过推进单边预约定价安排制度，**以更好地为企业提供纳税服务的决心**。
- 预约定价安排在中国实施 20 多年以来，在帮助企业实现税收确定性、避免双重征税、助力跨境投资和贸易有序开展、构建和谐稳定的征纳关系等方面发挥了巨大作用。

2. 从主管税务机关角度

- 由于转让定价的复杂性、税务机关内部资源不足等原因，客观上造成了预约定价安排签订数量远不能满足企业的实际需求。因此，今年单边预约定价安排简易程序的正式确立，能够促使主管税务机关更多地处理企业单边预约定价安排的申请，帮助企业在经济不确定期间**更好地避免重复征税，并实现转让定价安排在所得税方面的确定性，解除企业的后顾之忧**。

3. 从企业角度

- 企业与税务机关达成单边预约定价安排，在获得税务确定性的同时，还能**更便捷地进行年末转让定价调整**：
 - 根据国家外汇管理局近期发布的，关于转让定价调整外汇收支业务的管理政策问答 4，银行在处理“企业按转让定价方式办理利润补偿外汇收支业务”时，需要审核的文书包括：“税务部门或海关部门相关书面文件、利润调整协议、发票”等资料。
 - 根据目前我国的转让定价法规，税务部门能够针对关联交易转让定价调整出具“相关书面文件”的情形非常有限，主要包括：预约定价安排文本，或者针对转让定价调查调整、由税务机关向企业送达的《特别纳税调查调整通知书》。
- 可见，如果企业可以通过简易程序与主管税务机关迅速达成单边预约定价安排，就能够提供预约定价安排文本，帮助银行完成针对“转让定价利润补偿”的审核。

普华永道认为以下企业可能会受益于本次公告：

- 曾进行过转让定价调整的企业，形式包括但不限于转让定价调查，转让定价风险应对，在税务机关风险提示下开展的自行调整等；
- 纳入到总局和地方跨国公司利润水平监控系统范围且被税务机关要求提交补充数据资料的企业；
- 曾执行双边或单边预约定价安排，到期后未申请续签，且到期后利润水平发生明显波动或变化的企业；
- 提交双边预约定价安排申请时间较长但未获得明显进展，且在追溯调整年度存在较高补税风险的企业；
- 企业关联交易类型单一、功能风险并不复杂，但跨境关联交易体量较大，转让定价风险敞口较高的企业；
- 无形资产关联交易如技术特许权使用费，商标费，以及资金融通跨境关联交易对自身利润水平影响较大的企业（企业可就相关的关联交易单独发起单边预约定价安排申请）；
- 有海外经营架构且存在关联交易，并具有上市预期的企业，其与海外关联企业的转让定价安排合规遵从度较高的企业。

¹ 《24 号公告》全文请参见总局网站：<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5167283/content.html>

² 请参考我们的往期文章《【TP 知·道】关于单边预约定价安排适用简易程序（征求意见稿）的快问快答》。
(https://mp.weixin.qq.com/s/NsaZBJWtQwUMBZn3ODqL_w)

³ 国家税务总局关于开展 2021 年“我为纳税人缴费人办实事暨便民办税春风行动”的意见（税总发 [2021] 14 号）

⁴ 国家外汇管理局 2021 年 1 月 19 日发布《服务贸易外汇管理政策问答（二）》，详见《国家外汇管理局发布关于转让定价调整外汇收支业务的管理政策问答》。具体内容，请参考往期文章：**【TP 知道】国家外汇管理局发布关于转让定价调整外汇收支业务的管理政策问答** (<https://mp.weixin.qq.com/s/YDciEmi4DGaGHDYN-VcQWA>)

如需探讨更多转让定价相关问题，请联系普华永道中国内地及香港转让定价团队专家：



原遵华

普华永道亚太区转让定价主管合伙人

电话：+86（21）2323 3495

邮件：jeff.yuan@cn.pwc.com



郁启生

普华永道中国转让定价服务合伙人

电话：+86（10）6533 3117

邮件：qisheng.yu@cn.pwc.com



唐恩亮

普华永道中国转让定价服务合伙人

电话：+86（21）2323 3756

邮件：paul.tang@cn.pwc.com



段云译
普华永道中国转让定价服务合伙人
电话: +86 (10) 6533 3687
邮件: tony.yy.duan@cn.pwc.com

<https://www.pwccn.com/zh/services/tax/transfer-pricing/tp-contactuschi.html>

www.pwccn.com